

Office News

April.2019

社会保険労務士ハセガワ事務所



トピックス

新元号は『令和（れいわ）』

平成31年4月1日の閣議決定により、新しい元号は『令和（れいわ）』となりました。新元号は、万葉集の梅の花の歌、三十二首の序文にある「初春の令月にして 気淑（きよ）く 風和（やわら）ぎ 梅は鏡前の粉を披（ひら）き 蘭（らん）は珮後（はいご）の香を薫（か）おらす」から引用したものだそうです。

さて、新元号は決定しましたが、問題は具体的な対応です。特にコンピューターシステムの対応には十分な注意を払う必要がありそうです。実際に新元号が適用される5月までには、システムのアップデートや、更新プログラムのインストールなどは済ませておきましょう。

新元号の決定後、「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議」が開催されました。

この会議では、元号による表示について、

- 改元日前までに作成した文書において、改元日以降『平成』の表示が残っていても有効であること
- 改元日以降に作成する文書には、『令和』を用いること。やむを得ず『平成』の表示が残る場合でも有効であるが、混乱を避けるために訂正等を行うこと
- 元号を改める政令の公布日から施行日前までに作成し、公にする文書には『平成』を用いること
- 法令については、『平成』を用いて改元日以降の年を表示していても、有効であり、原則、改元のみを理由とする改正は行わないこと
- 国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は『令和元年度』とすること

の申し合わせがありました。

各府省は、この方針に基づき事務を行うことについて、所管の機関及び法人に周知徹底を図るとともに、国民に対し情報提供することとされています。



労務相談 Q&A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。

4月から新入社員を迎え入れました。現在は、新入社員研修の真最中です。私も人事部長として研修に携わっているのですが、新入社員の中に、髪の色が明るい者がいて、注意していいものかどうか悩んでいます。



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。

新入社員研修大変ですね。お疲れ様です。私もこの時期、会社の新入社員研修に呼ばれることがあります。新入社員の皆さんは、非常にフレッシュでバイタリテイに溢れていますね。

さてご相談の内容に似た事例で、先日大阪で、従業員の身だしなみについて争われた裁判の判決が出ました。この裁判は、ひげを理由に人事評価を下げられた従業員が賠償を求めた内容で、判決で裁判所は、企業側に慰謝料等の支払を命じました。（※企業側は控訴する方針）

この判決では従業員のひげを認めています。企業が従業員に対して身だしなみについて何も言えないという訳ではありません。従業員は労働条件を遵守しなければならず、企業が経営上の理由から身だしなみについて合理的な規律を定めた場合は、当然従業員はそれに従う必要があります。ポイントは、身だしなみが企業経営において具体的にどのような影響を与えるか、です。

企業内秩序の維持、顧客への影響等を踏まえ、ひげや茶髪等が企業経営に与える問題を日頃から指導していくことが大切だと思います。



今月の実務スケジュール

- 新入社員の雇用保険・社会保険手続き
- 新入社員研修・配属先決定
- 昇給・昇格の給与への反映
- 健康保険料率改定（3月分保険料から改定）
- 労働保険年度更新準備



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com